

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援制度(企業立地促進条例)

1. 【取得型】建物等を建設・取得する場合等

【対象地域】

- ① みなとみらい21地域
- ② 横浜駅周辺地域
- ③ 関内周辺地域
- ④ 新横浜都心地域
- ⑤ 港北ニュータウン地域
- ⑥ 京浜臨海部地域
- ⑦ 鶴見東部工業地域
- ⑧ 鶴見西部・港北東部工業地域
- ⑨ 臨海南部工業地域
- ⑩ 内陸南部工業地域
- ⑪ 旭・瀬谷工業地域
- ⑫ 港北中部工業地域
- ⑬ 内陸北部工業地域
- ⑭ 上記①～⑬までの地域以外の市域(市街化調整区域、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域を除く)

【対象事業者】

対象地域に固定資産(民有地を除く土地、家屋、償却資産)を取得して、事業所(本社等、研究所、工場)、賃貸研究所、改修型賃貸研究所、賃貸工場、特定再生型賃貸業務ビル、特定集客施設(ホテル、観光エンターテインメント施設)の設置等をする者

【投下資本額の要件】

大企業者30億円以上(改修型賃貸研究所は10億円以上)、中小企業者1億円以上

【その他の要件】

- ・大企業者が設置する工場は、先端技術工場(研究所を併設し、当該研究所において行う研究開発の成果を反映する工場で、必要な要件を満たすもの)であること。
- ・⑥～⑬においては、次のいずれかに該当すること。
 - ア 環境・エネルギー、健康・医療の産業分野に該当する事業者
 - イ 自然科学研究の分野に該当する事業者
 - ウ 日本標準産業分類の製造業等に該当する事業

※このほかにも一定の要件あり

【支援内容】

民有地を除く土地・家屋・償却資産の取得に要する費用(取得価額)をもとに算定した助成金(投下資本額に下記の助成率を乗じた額)を交付

【助成率】※地域や対象施設等により異なります。

・重点脱炭素分野に該当する研究所(①、③、④、⑥、⑨)	20%(上限30億円)		
・重点脱炭素分野に該当する先端技術工場(⑥、⑨)	10%(上限20億円)		
・研究所(①～⑬すべて)	10%(上限20億円)	・賃貸研究所(①～⑬すべて)	10%(上限20億円)
・中小企業者の工場(⑤～⑬)	10%(上限20億円)	・改修型賃貸研究所(①、③、④)	10%(上限20億円)
・中小企業者の工場(⑭)	5%(上限10億円)	・賃貸工場(⑥～⑬)	5%(上限10億円)
・先端技術工場(⑤～⑬)	5%(上限10億円)	・特定再生型賃貸業務ビル(③、④)	10%(上限20億円)
・本社等(①～⑬)	5%(上限10億円)	・特定集客施設(①、②、③)	5%(上限10億円)

※市民雇用や市内発注の実績に応じて助成金を上乗せする制度もあり

2. 【テナント型】建物・オフィス床等を賃借する場合等

【対象地域】

- ① みなとみらい21地域
- ② 横浜駅周辺地域
- ③ 関内周辺地域
- ④ 新横浜都心地域
- ⑤ 港北ニュータウン地域
- ⑥ 京浜臨海部地域
- ⑦ 鶴見東部工業地域
- ⑧ 鶴見西部・港北東部工業地域
- ⑨ 臨海南部工業地域
- ⑩ 内陸南部工業地域
- ⑪ 旭・瀬谷工業地域
- ⑫ 港北中部工業地域
- ⑬ 内陸北部工業地域
- ⑭ 上記①～⑬までの地域以外の市域(市街化調整区域、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域を除く)

【対象事業者】

対象地域に家屋を賃借して、一定規模以上の本社機能や研究開発機能を設置する者(市内に既存の本社等がある場合に拡張して設置する場合も、一定の要件を満たすことで対象となります)

ア：経常利益要件・従業員数要件

次のいずれかに該当すること

- ・経常利益の額が直近3年間で2億円以上又は直近1年間で1億円以上で本社等の従業員数が50人以上又は100人以上
- ・経常利益の額が直近3年間で1億円以上又は直近1年間で0.5億円以上で、本社等の従業員数が50人以上
- ・①、③、④、⑥、⑨の地域への立地で、申請時点における法人設立からの経過年数が3年以上15年未満で、売上高が対前年で30%以上増加かつ1事業年度1億円以上で、本社等の従業員数が30人以上50人未満

イ：対象となる事業分野(⑥～⑬のみ)

- ・日本標準産業分類の製造業等
- ・環境・エネルギー
- ・健康・医療
- ・自然科学研究

※このほかにも一定の要件あり

【支援内容】

法人市民税(法人税割額)を3年又は5年間課税免除

※①において、再生可能エネルギーを100%活用した企業立地を行う場合、課税免除期間を1年延長します。

※認定事業計画に係る事業所の税額のみ

※課税免除期間は該当する経常利益要件・従業員数要件により異なります。

※市民雇用の実績に応じて助成金を上乗せする制度もあり

問合せ

横浜市経済局ビジネスイノベーション部企業投資促進課 (045)671-2594

横浜市次世代重点分野立地促進助成制度	
1. 市内初進出	
【対象地域】 横浜市内	【対象事業者】 1)本市が指定する事業分野(①脱炭素、②子育て、③モビリティ)を営む市外企業等 2)事業所等(本社、研究所、事業所、子育て関連施設)の進出であること 《主な要件》 ア 床面積50㎡以上かつ従業者数3人以上 イ <サービスオフィス特例>床面積10㎡以上かつ従業者数3人以上
【支援内容】 《助成金》 ア 床面積50㎡あたり100万円 上限：500万円 イ 床面積10㎡あたり 20万円 上限：250万円	
2. 拡張・移転特例	
【対象地域】 横浜市内	【対象事業者】 次の条件をすべて満たす企業等 1)本市が指定する事業分野(①脱炭素、②子育て、③モビリティ)を営んでいること 2)市内に事業所等を持っていること 3)事業所等(本社、研究所、子育て関連施設)を市内で拡張・移転すること 《主な要件》 拡張・移転前より、床面積が50㎡以上増加かつ従業者数が3人以上増加
【支援内容】 《助成金》 床面積50㎡あたり100万円 上限額：250万円	
3. 電力消費に伴うCO ₂ 排出実質ゼロ	
【対象地域】 みなとみらい21地区 (脱炭素先行地域)	【対象事業者】 1)横浜市次世代重点分野立地促進助成(市内初進出)(拡張・移転特例)の助成を受ける企業 《主な要件》 みなとみらい21地区に立地し、事業所等の電力消費に伴うCO₂排出を実質ゼロとすること
【支援内容】 《助成金》 床面積50㎡あたり25万円 上限額：125万円	
問合せ 横浜市経済局ビジネスイノベーション部企業投資促進課 (045)671-2594	